

受刑者の隔離に関する訓令を次のように定める。

平成18年5月23日

法務大臣 杉浦正健

受刑者の隔離に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第76条（法第288条において準用する場合を含む。）に規定する隔離を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(手続)

第3条 刑事施設の長は、受刑者を隔離し、又はその隔離の期間を更新する場合には、受刑者の処遇調査等に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3308号大臣訓令）第12条に規定する処遇審査会の意見を聴くものとする。

2 前項に規定する場合において、処遇審査会の意見を聴くいとまがないときは、刑事施設の長は、受刑者を隔離し、又はその隔離の期間を更新した後、速やかに処遇審査会の意見を聴くものとする。

(告知等)

第4条 刑事施設の長は、受刑者又は労役場留置者の隔離を開始する場合には直ちに、隔離の期間を更新する場合には当該更新後の隔離の期間の初日の午前中に、その者に対し、当該措置を講ずること及びその根拠規定を告知するものとする。

(隔離中の者に対する相談助言等)

第5条 刑事施設の長は、隔離中の者については、綿密かつ頻繁な視察により、その動静を的確に把握するとともに、隔離の理由を除去するための相談助言その他適当と認められる措置を講ずるよう努めるものとする。

(医師の意見聴取)

第6条 刑事施設の長は、隔離中の者の健康状態について医師の意見を聴取する場合には、その医師に診察させる場合を除き、看護師又は准看護師にその状況を把握させ、その医師へ報告させるものとする。

2 前項の報告がなされたときは、その報告を受けた医師において診察の要否を判断

するものとする。

- 3 医師は、診察、看護師又は准看護師の報告その他の方法により隔離中の者の健康状態を把握し、刑事施設の長に意見を述べるものとする。

(期間の計算等)

第7条 隔離の期間は、第4条に規定する隔離の開始を告知をした日から、暦に従って計算するものとする。

- 2 隔離の期間は、その末日の午後12時を経過することによって満了する。

- 3 刑事施設の長は、隔離中の者を保護室に収容し、又はその者に閉居罰を科したときは、その時点において隔離を中止するものとする。

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成18年5月24日）から施行する。

附 則〔平成19年法務省矯総訓第3361号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

附 則〔令和5年法務省矯成訓第18号大臣訓令〕

この訓令は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（令和5年12月1日）から施行する。